

重要事項説明書（様）

美山短期入所（美山短期ユニット）サービスセンター

1. 事業者の概要

事業者名	社会福祉法人 阿部睦会
法人所在地	横須賀市衣笠栄町4丁目14番地
法人代表者	阿部厚三
法人設立	昭和23年10月

2. 事業所の概要

事業所名	美山短期入所（美山短期ユニット）サービスセンター
所在地	三浦市初声町下宮田1846番地
事業者指定番号	神奈川県 1472700168号（1472700846号）
管理者・連絡先	濱岡 武
サービス提供地域	三浦市、横須賀市
送迎実施地域	三浦市

3. 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員	保有資格
管 理 者	管理業務	1名（常勤・兼務）	社会福祉主事等
医 師	健康管理及び療養上の指導	3名（非常勤）	医 師
生 活 相 談 員	相談業務・各種連絡調整	1名（常勤・兼務）	社会福祉主事等
看 護 職 員	健康チェック・処置	3名（常勤）	看護師
介 護 職 員	介護業務等	20名（常勤・兼務）	介護福祉士等
栄 養 士	栄養管理等	1名（常勤・兼務）	管理栄養士
機 能 訓 練 指 導 員	機能訓練等	1名（常勤・兼務）	看護師等
調 理 員	調理業務	1名（非常勤・兼務）	調理師
（ 運 転 手 ）	送迎業務	1名（常勤・兼務）	運転免許
（ 事 務 員 ）	事務	1名（常勤・兼務）	簿記等

※管理者は、当事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行うとともに、利用者の苦情の対応をします。

4. サービス利用料

別紙1参照

5. 利用定員

1日に短期入所(介護予防短期入所)生活介護のサービスを提供する定員は14名とします。

6. 窓口相談・苦情受付

○サービスに関する相談や苦情や事故については、次の窓口で対応致します。

美山短期入所サービスセンター 美山短期ユニットサービスセンター	電話番号 : 046-889-0782 FAX番号 : 046-887-1239 受付担当者 : 鳥山 拓哉 対応時間 : 8:30~17:30
------------------------------------	---

美山ホーム苦情処理委員会	電話番号 : 046-889-0782 FAX番号 : 046-887-1239 受付担当者 : 鳥山 拓哉 対応時間 : 8:30~17:30
三浦市高齢介護課	所在地 : 三浦市城山町1-1 電話番号 : 046-882-1111 <small>内線352, 353</small> FAX番号 : 046-882-2836 対応時間 : 8:30~17:15
神奈川県国民健康保険団体 連合会 (介護保険)	所在地 : 横浜市西区楠町27-1 電話番号 : 045-329-3447 <small>内線171, 172</small> 対応時間 : 8:30~17:15
神奈川県高齢施設課	所在地 : 横浜市中区日本大通1 電話番号 : 045-210-4851 対応時間 : 8:30~17:15

平成13年 4月 1日 作成
 平成14年 1月 1日 改正
 平成14年 4月 1日 改正
 平成15年 4月 1日 改正
 平成15年 9月 1日 改正
 平成17年 4月 1日 改正
 平成17年10月 1日 改正
 平成18年 4月 1日 改正
 平成19年 4月 1日 改正
 平成21年 4月 1日 改正
 平成22年10月 1日 改正
 平成24年 4月 1日 改正
 平成24年 8月 1日 改正
 平成24年12月19日 改正
 平成26年 4月 1日 改正
 平成27年 4月 1日 改正
 平成27年 4月 1日 改正
 平成28年 4月 1日 改正
 平成30年 4月 1日 改正
 平成30年 6月20日 改正
 平成31年 4月 1日 改正
 令和 2年 8月25日 改正
 令和 5年 3月30日 改正

サービス内容説明書

美山短期入所（美山短期ユニット）サービスセンター

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人阿部睦会が開設する美山短期入所サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う、指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護婦等（以下「短期入所生活介護従事者」という。）は、要介護（要支援）状態となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身及び機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的と致します。

（運営の方針）

第2条 本事業所において提供する短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令告示の趣旨及び内容に沿ったものと致します。

2. 事業所の職員は利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供致します。
3. 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護計画を作成し、提供致します。
4. 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
5. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
6. 常に、提供したサービスの質の管理・評価を行う。

（基本理念）

第3条 事業所の基本理念は、次のとおりと致します。

- ・「優しい心と微笑み」
- ・「豊かな感性の錬磨」
- ・「明朗で規律正しい業務遂行」

（短期入所サービスの内容）

第4条 短期入所（介護予防短期入所）生活介護の内容は次のとおりとします。

1. 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行います。

- ア. 排泄の介助
- イ. 移動の介助
- ウ. その他身体に関する必要な介助（離床、着替え、整容等）
- エ. 養護（休養）
- オ. 食事の介助
- カ. 入浴の介助

2. 健康状態の確認

3. 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。

4. 送迎サービス

障害の程度、地理的条件により送迎を必要とする利用者については、希望により専用車輛にて送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行います。

5. 相談及び援助

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

6. その他のサービスの提供

- ・ 教養娯楽、レクリエーション活動、趣味活動。
- ・ 常に利用者の家族との連携をとります。

平成14年	4月	1日	作成
平成18年	4月	1日	改正
平成21年	4月	1日	改正
平成22年	10月	1日	改正
平成24年	4月	1日	改正
平成24年	8月	1日	改正
平成24年	12月	19日	改正
平成26年	4月	1日	改正
平成27年	4月	1日	改正
平成27年	8月	1日	改正
平成28年	2月	1日	改正
平成30年	4月	1日	改正
平成30年	7月	1日	改正
平成31年	4月	1日	改正
令和2年	8月	25日	改正
令和5年	3月	30日	改正

年 月 日

指定介護短期入所サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(利用期間 年 月 日 ～ 年 月 日)

指定介護短期入所生活介護事業 : 美山短期入所サービスセンター
(美山短期ユニットサービスセンター)

指定介護予防短期入所介護事業 : 美山短期入所サービスセンター
(美山短期ユニットサービスセンター)

説明者職名 : 生活相談員

氏 名 : 鳥山 拓哉

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護短期入所生活介護サービス（指定介護予防短期入所生活介護サービス）の提供開始に同意し交付を受けました。

利 用 者

氏 名 _____ 印

身 元 引 受 人

氏 名 _____ 印